

「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の改正案に対する 区民等の意見及び区の考え方

※枝番は、同一人物から複数の意見があった場合に記載
※意見募集の対象である条例改正案に関する意見ではないものは、
意見のみを掲載

番号	枝番	意見（全文）	区の考え方
1	—	杉並区個人番号ってマイナンバーのこと？だとしたら、杉並区個人番号(マイナンバーのことです)とか誰にでも判るような表現を心掛けていただきたいです。 一瞬、マイナンバーの他に新しく、杉並区個人番号を作るのかと思いAIに尋ねてしまいました。常に誰にでも判るような表現をお願い致します。	「個人番号」は「マイナンバー」の法律上の名称であり、条例等においては法令で定められた正式名称である「個人番号」の用語を使用しています。 いただいたご意見を踏まえて、今後も分かりやすい資料の作成に努めてまいります。
2	—	今回の条例改正で、子どもの医療費助成などの申請書類が減ったり、病院での窓口手続きが便利になったりすることには賛成です。 ただ、制度が便利になっても区民がそれを知らないと、今まで通り不要な書類を集めてしまったりすると思います。 区役所や区民事務所でマイナンバーカードの更新手続きをするときや、出生届などを出すタイミングで、「これからこの手続きがラクになりますよ」とチラシなどで教えてもらえると良いのではないのでしょうか。	制度が便利になっても、それが区民の皆さまに十分に伝わらなければ効果が限られるとのご指摘は、区としても重要な視点であると考えています。 ご提案いただいたような機会を含め、制度を利用する可能性が高い方へ効果的に情報を届けられるよう、周知の時期や方法について検討し、制度改正の内容がより伝わるよう努めてまいります。
3	—	どのような情報を利用できるかをあらかじめ定めることについては後のトラブル防止にもなり範囲内かと思いますが保険の取得の有無までは良くて所得が「有無」なのか「金額」なのか不明瞭です。 また表1に記載の利用する特定個人情報も「大まか」すぎます。 書いてあるから何でもいいたるといった乱用につながりかねません。 とてもセンシティブな内容です個人情報情報は。個人情報の「何」が申請に必要な	条例では、利用する特定個人情報の大枠を定めておりますが、具体的にどの事務でどの情報を利用するかは、「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則」において、事務ごとに具体的な情報を定めることとしております。 このため、ご指摘の所得情報についても、事務に応じて利用できる情報が定められており、必要な範囲を超えて利用することはできません。

		なのか事務処理に必要なのか、もっと明確にしなければ杉並区も「結局お国のやっている適当なバラマキや世相の無い搾取」と思われます極論ですが。開かれた区政と謳うのなら細部にまで詰めた改正内容の開示を求めます。生まれたときから杉並区に住んでおります。この区を離れるつもりもないほど住みやすい環境・区政と感じます。いろんな意見や国という圧力の間に挟まれ日々苦慮されていることと思います。痛みを伴うときも必要とは思いますが、それにはまず丁寧な説明が不可欠です。期待しています。 個人情報繋がりですとすれば、個人的にはマイナンバー否定派ですが、住基はどうなったんだろうとずっと思っています。杉並区が制定したものではないのですが勝手に作って放置は末端の自治体が困るだけとわからない国の政治家たちの間に挟まれ大変な杉並区。そんな中、いつ行っても親切丁寧な区役所の方たちには感謝しかありません。土曜日開庁万歳！頑張って働いて税金納めます！大企業誘致で税収上げましょう！ふるさと納税で稼げない分（笑）	今回は、条例改正に関する内容のため、表1には利用する特定個人情報の大枠を記載しておりますが、実際の運用に当たっては、条例及び規則で定められた範囲内で、当該事務の処理に必要な情報に限定して利用します。 また本規則は、杉並区の例規集・要綱集に掲載し、区公式ホームページ上で公表しております。 個人情報の利用範囲が不明確にならないよう、今後も区民の皆さまへの分かりやすい情報提供に努めてまいります。
4	1	①1 ページの 2 改正の目的 以下の本文 5 行目と同 16～17 行目について 上記ページ番号・項目等に記入した①の「申請者等の負担軽減」や「マイナ保険証 1 枚で医療費助成を受給できるようにし、利用者の利便性の向上を図ることとしました。」のところです。が、係る法制度や条例に対する懸念をいくばくかでも払拭するためには、最低限として「プライバシーの権利等を十分に遵守擁護することを大前提として」とか「プライバシーの権利等を十分に遵守擁護することが不可分であるとの認識に基づいて」などの考え方や文言を入れるべきかと思えます。	ご指摘のとおり、プライバシーや個人情報保護の重要性については区としても認識しております。また、今回の条例改正は、個人情報保護を前提として、申請者等の負担軽減や利便性の向上を図るものです。閲覧資料は条例改正の概要を示すことを目的としているため、ご指摘のような文言は記載しておりませんが、区では区民の皆様の個人情報を各種法令に基づき適切に管理しております。 マイナンバー制度等に懸念を抱く方にもご理解いただけるよう、引き続き分かりやすい資料の作成に努めてまいります。

2		②2 ページの表 1 独自利用事務に追加する事務及び当該事務で利用する特定個人情報と表 2 PMH の参加に伴う改正について また、上記ページ番号・項目等に記入した②の 2 ページの表 1 独自利用事務に追加する事務及び当該事務で利用する特定個人情報と表 2 PMH の参加に伴う改正については、上の①で指摘させていただいた点を十分に遵守擁護された上で利用する特定個人情報を選定されるべきだと思います。 どうかよろしくお願いいたします。	今回の改正で利用対象として追加する特定個人情報につきましては、当該事務の処理に必要な情報に限定しております。 なお、具体的にどの事務でどの情報を利用するかについては、「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則」において、事務ごとに具体的に定めることとしており、必要な範囲を超えて利用することはできません。
5	—	(全文掲載を希望されない方のご意見のため、概要を掲載しています。) ふるさと納税未利用でも区を応援する杉並区民に、なみすけ・ナミーのグッズの返礼品をプレゼントしてほしい。	—
6	—	(全文掲載を希望されない方のご意見のため、概要を掲載しています。) 外国人生活保護に反対	—
7	—	(全文掲載を希望されない方のご意見のため、概要を掲載しています。) 人が本来の人間として生きられる環境を作ろうと目指さない限り、どの政策も事態を悪化させる方にしか進みません。まとまったお金は、仕事をした対価でもらえばよい。ケアの仕事など重要なのに給料が安すぎる場所があるので、それを是正すればよい。AI によって不法に奪われている仕事や知財を助けるべき。	—

8	—	拝啓、いつもお世話になっています。 私は長年善福寺川沿いを散歩していて疑問に思っていることがあります。それは、斉美研究所近くにある紅葉橋から見て下流の左側は長年閉鎖されていて通行が出来ません。以前は敷地境界がはっきりしていないからだと思っていました。しかし、今年に入って宅地が三軒建ち敷地境界が確定したと思われます。そこで、遊歩道とフェンスを完成させて通れるようにして頂きたいです。 通れるようになれば以下三点のメリットがあると考えます。 ①紅葉橋から見て下流の右側は、紅葉橋から約 60M 川側にオーバーハングしており地震があった際崩れ落ちる可能性があります。その時右側は通行不能になりますが、左側が通行可能ならば地域住民に不便をかけずに済みます。 ②右側の遊歩道の道幅は狭く、小学校の通学路及び斉美養護学校の生徒達が引率者に付き添われて集団で歩行する際自転車等と接触して思わぬ怪我をする恐れがあります。左側が通行出来れば自転車等に左側を通ってもらえれば安全性が向上すると考えられます。 ③区の街路灯の塗装工事で右側は通行禁止になることがあります。左側が通行可能であれば地域住民が迂回すること無く利用出来ます。 以上通行可能になった場合のメリットを記載しましたが、もし何かの理由で実施不可であるならば是非その理由を教えてくださいたくお願い申し上げます。 敬具	—
---	---	--	---